

寄附行為作成例 新旧対照表

準学校法人

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">【寄附行為作成例】</p> <p style="text-align: center;">(注) この作成例は、一般的な例を示したものである。</p> <p style="text-align: center;">学校法人〇〇寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(名称) 第1条 この法人は、学校法人〇〇と称する。</p> </div> <p>(※1) 設置する学校の名称は、学校法人の名称と同一でないことが望ましい。 (※2) 準学校法人の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、東京都内の既設の学校法人名と同一又は紛らわしい名称であってはならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を東京都〇〇区(市) 〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。</p> </div> <p>(※1) 事務所の所在地と、設置する学校の位置が著しく離れている等の理由により、従たる事務所を置く場合には、その規定を挿入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修(各種)学校(以下「学校」という。)を設置し、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。</p> </div> <p>(※1) 設置する学校において、社会教育法の定めるところによる通信教育を行うときは、その旨を併せて規定することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇〇専門学校 〇〇〇専門課程 (2) 〇〇〇各種学校</p> </div> <p>(※1) 専修学校は、課程名も記載すること。</p> | <p style="text-align: center;">【寄附行為作成例】</p> <p style="text-align: center;">(注) この作成例は、一般的な例を示したものである。</p> <p style="text-align: center;">学校法人〇〇寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(名称) 第1条 この法人は、学校法人〇〇と称する。</p> </div> <p>(※1) 設置する学校の名称は、学校法人の名称と同一でないことが望ましい。 (※2) 準学校法人の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、東京都内の既設の学校法人名と同一又は紛らわしい名称であってはならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(事務所) 第2条 この法人は、事務所を東京都〇〇区(市) 〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。</p> </div> <p>(※1) 事務所の所在地と、設置する学校の位置が著しく離れている等の理由により、従たる事務所を置く場合には、その規定を挿入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(目的) 第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修(各種)学校(以下「学校」という。)を設置し、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。</p> </div> <p>(※1) 設置する学校において、社会教育法の定めるところによる通信教育を行うときは、その旨を併せて規定することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(設置する学校) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇〇専門学校 〇〇〇専門課程 (2) 〇〇〇各種学校</p> </div> <p>(※1) 専修学校は、課程名も記載すること。</p> |

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) ○○業
- (2) ○○業

(※1) 収益事業を行う場合、本条を挿入する。

(※2) 収益事業とは、知事が別に定める告示（「私立学校法第26条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類」P438参照）の範囲内において、法人が主体となり、収益をあげるために行う事業をいい、単なる物品の委託販売や、生徒の便宜のために行われる物品の取扱いないしは実験実習により生産されたものの有償処分等は、収益事業とはならない。また、その告示等により収益事業の実施には制限があるため、学校法人が新たに実施を希望する場合は、所轄庁の認可が必要となる。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人
 - (2) 監事 ○人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(※1) ○人以上○人以下というような弾力定数は避けること。

(※2) 理事は5人以上置かなければならない。（私立学校法第35条）

(※3) 監事は2人以上置かなければならない。（私立学校法第35条）

(※4) 理事は7人以上の奇数人数を適当とする。

(※5) 理事長は、第7条に定める選出区分により選任された特定の者（たとえば校長）をしてこれに充てることとすることができる。

(※6) 理事長の選任は、前例の場合を除き、理事の任期満了ごとに行うこと。

(※7) 常務理事を置かない場合は第3項を省略する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ○○専門学校の校長
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 ○人
- (3) 学識経験者（校長又は評議員である者を除く。）のうち、理事会において選任した者 ○人

2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(※1) 設置する学校が2以上あるときは、校長のすべてを理事にするか、あるいはその中の1人を理事にするかを十分考慮すること。

(※2) 役員は、教育に関する職若しくは教育学術に関する業務に従事した経歴のある者又は教育に関して識見を有する者のうちから選任され、かつ、選出区分に応じその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

(※3) 役員は、評議員会の意思ができるだけ尊重されるような方法が望ましい。

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) ○○業
- (2) ○○業

(※1) 収益事業を行う場合、本条を挿入する。

(※2) 収益事業とは、知事が別に定める告示（「私立学校法第26条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類」P438参照）の範囲内において、法人が主体となり、収益をあげるために行う事業をいい、単なる物品の委託販売や、生徒の便宜のために行われる物品の取扱いないしは実験実習により生産されたものの有償処分等は、収益事業とはならない。また、その告示等により収益事業の実施には制限があるため、学校法人が新たに実施を希望する場合は、所轄庁の認可が必要となる。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人
 - (2) 監事 ○人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。
- 3 理事（理事長を除く。）のうち○人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(※1) ○人以上○人以下というような弾力定数は避けること。

(※2) 理事は5人以上置かなければならない。（私立学校法第35条）

(※3) 監事は2人以上置かなければならない。（私立学校法第35条）

(※4) 理事は7人以上の奇数人数を適当とする。

(※5) 理事長は、第7条に定める選出区分により選任された特定の者（たとえば校長）をしてこれに充てることとすることができる。

(※6) 理事長の選任は、前例の場合を除き、理事の任期満了ごとに行うこと。

(※7) 常務理事を置かない場合は第3項を省略する。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) ○○専門学校の校長
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 ○人
- (3) 学識経験者（校長又は評議員である者を除く。）のうち、理事会において選任した者 ○人

2 前項第1号及び第2号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(※1) 設置する学校が2以上あるときは、校長のすべてを理事にするか、あるいはその中の1人を理事にするかを十分考慮すること。

(※2) 役員は、教育に関する職若しくは教育学術に関する業務に従事した経歴のある者又は教育に関して識見を有する者のうちから選任され、かつ、選出区分に応じその地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

(※3) 役員は、評議員会の意思ができるだけ尊重されるような方法が望ましい。

(※4) 他の関係団体（たとえば宗教団体）が役員選任に干渉するような規定や、その団体の特定職の者を理事にするというような規定は好ましくない。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係等の制限)

第9条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特別の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特別の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(※1) 親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族及び配偶者をいう。

(※2) 特別の関係がある者とは、次に該当する者等をいう。

ア 婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びこの者の親族でこの者と生計を一にしている者。

イ 役員たる個人の使用人及び使用人以外の者で、当該個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしている者。

(役員の任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長〔又は常務理事〕にあたっては、その職務を含む。）を行う。

(※1) 役員の任期は、3年又は4年を標準とする。

(※2) 役員の任期を不定任期又は終身とすることは避けること。

(※3) 常務理事を置いていない場合、〔又は常務理事〕を省略する。

(役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充をしなければならない。

(※4) 他の関係団体（たとえば宗教団体）が役員選任に干渉するような規定や、その団体の特定職の者を理事にするというような規定は好ましくない。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(新設)

(親族関係等の制限)

第9条 この法人の理事のうちには、各理事について、その親族その他特別の関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事若しくはその親族その他特別の関係がある者又は職員が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(※1) 親族とは、6親等内の血族、3親等内の姻族及び配偶者をいう。

(※2) 特別の関係がある者とは、次に該当する者等をいう。

ア 婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びこの者の親族でこの者と生計を一にしている者。

イ 役員たる個人の使用人及び使用人以外の者で、当該個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者並びにこれらの者の親族でこれらの者と生計を一にしている者。

(役員の任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、○年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(※1) 役員の任期は、3年又は4年を標準とする。

(※2) 役員の任期を不定任期又は終身とすることは避けること。

(役員の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充をしなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第13条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(※1) 支給基準の参考：文科省作成「役員報酬等の支給の基準」作成例

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第15条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(※1) 常務理事を置かない場合は、省略すること。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長（及び常務理事）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(※1) 常務理事を置かない場合は、（及び常務理事）を省略する。
常務理事に代表権がある場合は、常務理事についても明記する。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(※1) 理事長の代理代行者は、1人以上置き、あらかじめその順位を定めておくことが望ましい。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員報酬)

第13条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員^{の地位にあることのみによっては、支給しない。}

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第15条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(※1) 常務理事を置かない場合は、省略すること。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長（及び常務理事）以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(※1) 常務理事を置かない場合は、（及び常務理事）を省略する。
常務理事に代表権がある場合は、常務理事についても明記する。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(※1) 理事長の代理代行者は、1人以上置き、あらかじめその順位を定めておくことが望ましい。

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第19条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

(監事の職務)

第18条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(新設)

(新設)

(理事会)

第19条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(※1) 受任者が明確でない白紙委任は避けること。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(※1) 理事それぞれの意思とは、賛否等(賛成・反対の別及び意見等)を議事録に記載すること。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(※1) 受任者が明確でない白紙委任は避けること。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、〇〇人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

- (※1) ○人以上○人以下というような弾力定数は避けること。
- (※2) 評議員は、理事定数の2倍を超える数だけ置かなければならない。
(私立学校法第41条)
- (※3) 受任者が明確でない白紙委任は避けること。

(議事録)

第23条 第21条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- (※1) 収益事業を行わない場合は、(8)を省略すること。

- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- (新設)

- (※1) ○人以上○人以下というような弾力定数は避けること。
- (※2) 評議員は、理事定数の2倍を超える数だけ置かなければならない。
(私立学校法第41条)
- (※3) 受任者が明確でない白紙委任は避けること。

(議事録)

第23条 第21条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (新設)
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- (※1) 収益事業を行わない場合は、(7)を省略すること。

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 ○○人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 ○○人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 ○○人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(※1) 各号の評議員の定数は、相互の均衡がとれ、職員及び卒業生の意見ができるだけ公正に反映されるように定めること。

(※2) 評議員は、教育に関して識見を有する者のうちから選任され、かつ、選任区分に応じ、その地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

(※3) 他の関係団体が評議員選任に干渉するような規定や、その団体の特定の者を当然に評議員にするような規定は好ましくない。ただし、PTAや同窓会が関係するものは差し支えない。

(任期)

第27条 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(※1) 評議員の任期は、3年又は4年を標準とする。

(※2) 評議員の任期を不定任期又は終身とすることは避けること。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 ○○人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者 ○○人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 ○○人

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(※1) 各号の評議員の定数は、相互の均衡がとれ、職員及び卒業生の意見ができるだけ公正に反映されるように定めること。

(※2) 評議員は、教育に関して識見を有する者のうちから選任され、かつ、選任区分に応じ、その地位にあることが適当と認められる者が公正に選任されること。

(※3) 他の関係団体が評議員選任に干渉するような規定や、その団体の特定の者を当然に評議員にするような規定は好ましくない。ただし、PTAや同窓会が関係するものは差し支えない。

(任期)

第27条 評議員の任期は、○年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(※1) 評議員の任期は、3年又は4年を標準とする。

(※2) 評議員の任期を不定任期又は終身とすることは避けること。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(新設)

第5章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産（及び収益事業用財産）とする。

- 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
- 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産（又は収益事業用財産）に編入する。

(※1) 収益事業を行わない場合、第1項と第5項の収益事業に係る（ ）の部分及び第4項を省略すること。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(※1) 収益事業を行わない場合は、第2項を省略すること。

第5章 資産及び会計

(資産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産（及び収益事業用財産）とする。

- 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で前項以外の財産をいう。
- 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
- 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産（又は収益事業用財産）に編入する。

(※1) 収益事業を行わない場合、第1項と第5項の収益事業に係る（ ）の部分及び第4項を省略すること。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(※1) 収益事業を行わない場合は、第2項を省略すること。

(予算及び事業計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(※1) 寄宿舎会計、通信教育会計などを持つときは、これらの会計の剰余金の処分についても、同様に規定しなければならない。

(※2) 収益事業を行わない場合は、第3項を省略すること。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第18条第4号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(予算及び事業計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(※1) 寄宿舎会計、通信教育会計などを持つときは、これらの会計の剰余金の処分についても、同様に規定しなければならない。

(※2) 収益事業を行わない場合は、第3項を省略すること。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第18条第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(新設)

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、毎会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 東京都知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む。）又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て東京都知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 東京都知事の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人（準学校法人を含む。）又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て東京都知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(3) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法令手続きの励行)

第46条 この法人(設置する学校を含む。)を管理するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届けその他の手続きは、事案あるごとに、速やかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人〇〇の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- この寄附行為は、東京都知事の認可の日(〇〇年〇月〇日)から施行する。
- 第26条第1項第2号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢25年に達するまでの間、「この法人の設置する学校の在籍生の父兄で、年齢25年以上の者のうちから」と読み替えるものとする。
- この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事(理事長)

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

監 事

監 事

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法令手続きの励行)

第46条 この法人(設置する学校を含む。)を管理するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届けその他の手続きは、事案あるごとに、速やかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人〇〇の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- この寄附行為は、東京都知事の認可の日(〇〇年〇月〇日)から施行する。
- 第26条第1項第2号に規定する評議員の選任について、同号の規定中「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者のうちから」とあるのは、当該学校の卒業生が年齢25年に達するまでの間、「この法人の設置する学校の在籍生の父兄で、年齢25年以上の者のうちから」と読み替えるものとする。
- この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事(理事長)

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

監 事

監 事

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（〇〇年〇月〇日）から施行する。

（※寄附行為の変更の場合は、下線部を新たに追加表示する。）

※この他、役員の損害賠償責任に関し、以下の規定を置くことが考えられる。

（責任の免除）

第〇条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第〇条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この寄附行為は、東京都知事の認可の日（〇〇年〇月〇日）から施行する。

（※寄附行為の変更の場合は、下線部を新たに追加表示する。）